

長崎労働局発表
令和6年10月11日（金）

報道関係者 各位

【照会先】

長崎労働局労働基準部

賃金室長 山本 浩明

賃金指導官 池田 和美

電話 095-801-0033

「長崎県最低賃金」が改正されます！！

～令和6年10月12日（土）から時間額953円に～

令和6年10月12日（土）から、長崎県内のすべての労働者と使用者に、最低賃金「時間額953円」が適用されますので、お知らせします。

長崎労働局（局長 ^{くらなが} 倉永 ^{けいすけ} 圭介）では、持続的な賃上げを実現するためには、価格転嫁に係る機運醸成や、企業の付加価値・生産性向上のための中小企業・小規模事業者の皆様への支援が大変重要と考えており、引き続き、別添の最低賃金リーフレット等を活用し長崎県最低賃金の周知を図っていくとともに、併せて、賃金引上げに取り組む中小企業事業者を支援する「業務改善助成金」及び「キャリアアップ助成金」[※]等各種支援パッケージの利用促進に努めてまいります。

また、管下の労働基準監督署において改正後の最低賃金額以上の賃金が労働者に支払われるよう、徹底を図ります。

※ 「業務改善助成金」は、事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等**を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

※ 「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

※ 最低賃金引き上げに伴う各種支援策等は、下記QRコードをご参照ください。



最低賃金引き上げに伴う各種支援策等

なお、「長崎県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、賃金額の高い最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

したがって、「特定（産業別）最低賃金」の「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」を適用される業種の労働者と使用者についても、令和6年10月11日までは改正前の「長崎県最低賃金」の時間額898円が適用されますが、令和6年10月12日以降は、改正後の時間額953円が適用されることとなります。

【長崎県最低賃金について】

● 最低賃金額・効力発生日

- ・最低賃金額 **時間額 953 円**（改正前：時間額 898 円）
- ・効力発生日 **令和6年10月12日（土）**

● 適用範囲

パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、長崎県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

● 最低賃金の対象とはならない賃金

以下の手当等は、最低賃金の対象となりません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜の割増賃金、賞与、結婚手当等の臨時に支払われる賃金

